

新宿区の財政



後期高齢者医療特別会計
83億円

介護保険特別会計
279億円

国民健康保険特別会計
389億円

令和5年度
新宿区
当初予算
2,446億円

一般会計 1,695億円



新宿区は、一般会計と、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の3つの特別会計の予算を編成し、みなさんに身近な行政サービスを行いつつ、堅実な行財政運営に努めています。

令和5年3月

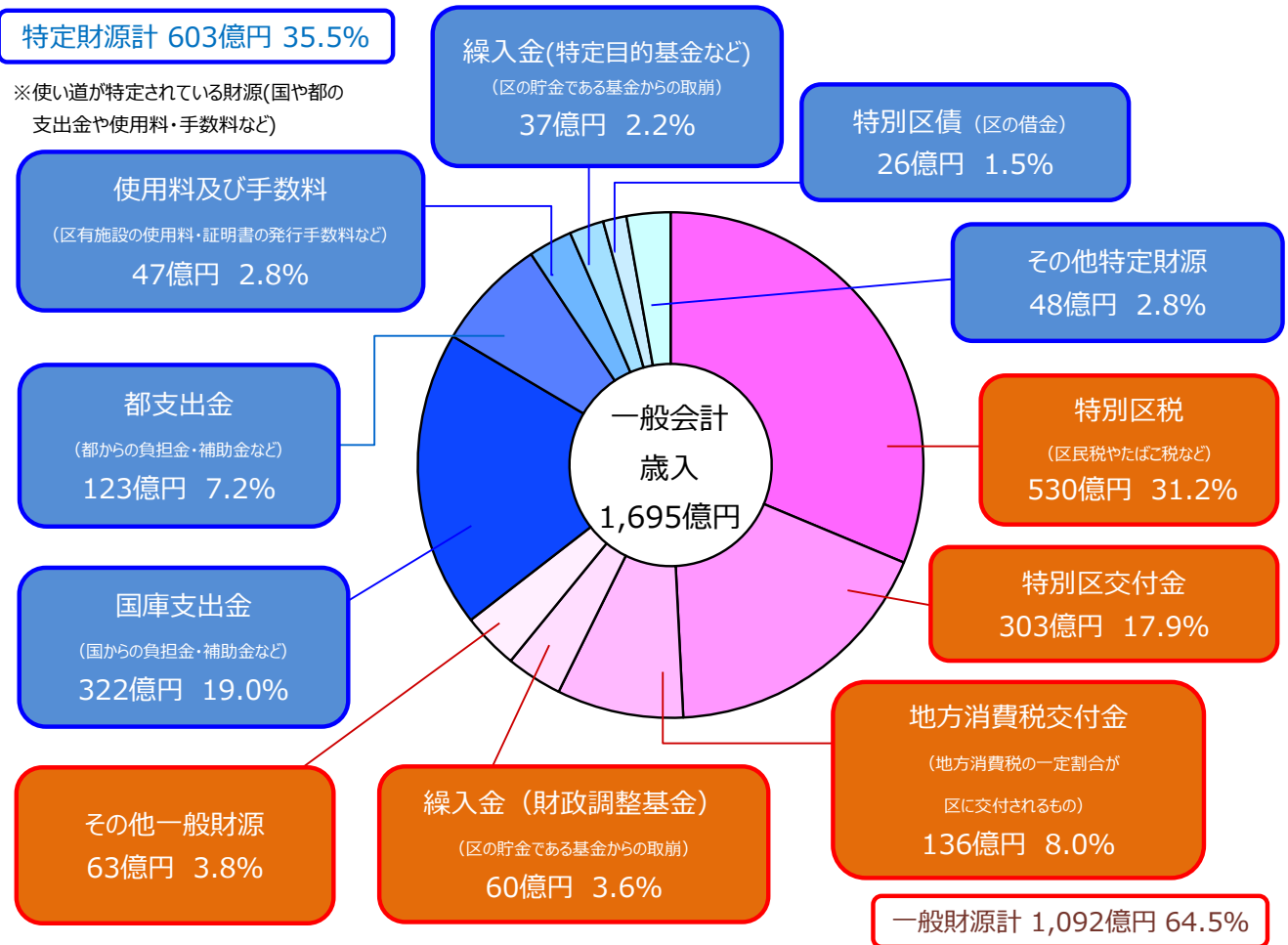
I 収入と支出

収入の内訳

令和5年度一般会計歳入 当初予算

新宿区の収入（歳入）は、区民の皆さんが納めた特別区税や地方消費税交付金、都から交付される特別区交付金などの一般財源と、国・都からの補助金や施設の使用料などの特定財源で構成されています。

令和5年度一般会計歳入予算総額1,695億円のうち、一般財源では、特別区税が530億円で歳入全体に占める割合が31.2%、特別区交付金が303億円で17.9%、地方消費税交付金が136億円で8.0%と続いており、財源不足額として取り崩す財政調整基金からの繰入金は60億円で3.6%となっています。特定財源では、国庫支出金が322億円で19.0%、都支出金が123億円で7.2%となっています。



※使い道が特定されずに使用できる財源

◎ポイント1

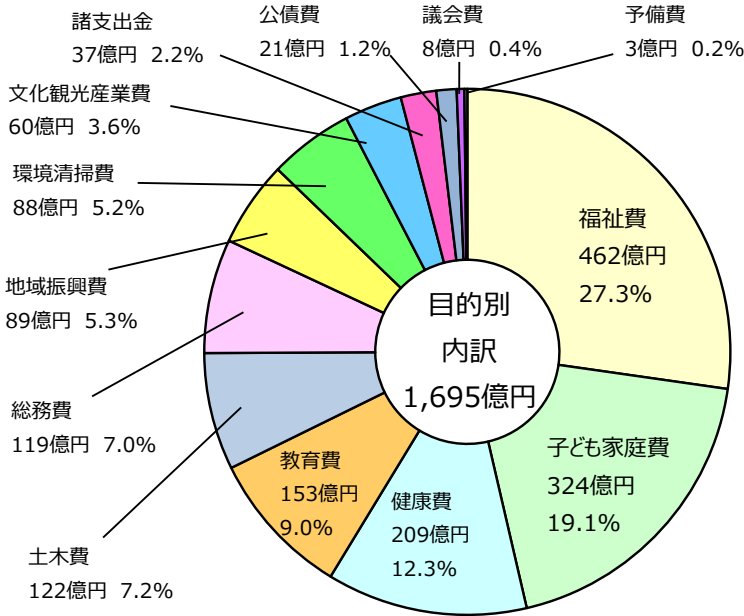
区民の皆さんに身近な行政サービスに必要な費用の多くは、特別区税をはじめとする使い道が特定されずに使用できる「一般財源」でまかなわれています。この割合が大きいほど自主的な財政運営を行うことができます。

一般財源の収入は、個人所得・法人所得あるいは消費動向等によって大きく左右されます。5年度予算では所得金額の増などにより特別区税が増となったことに加え、個人消費の堅調な推移などにより地方消費税交付金が増となるなど、財政調整基金繰入金を除く一般財源が前年度と比較して増となりました。さらに、歳出面で、一般財源の割合が高い事業費の減などにより、財政調整基金繰入金は減となりました。なお、一般財源である地方消費税交付金のうち、消費税引き上げ相当額については、障害者・高齢者等への支援、子ども・子育て支援給付、低所得者の保険料軽減制度へ充当するなど、社会保障の充実に活用しています。

支出の内訳

令和5年度一般会計歳出 当初予算

1 目的別内訳



新宿区の令和5年度の一般会計歳出予算を目的別に見ると、福祉費462億円、子ども家庭費324億円、健康費209億円をあわせると、995億円となっており、全体の58.7%を占めています。

この次に、教育費、土木費、総務費が100億円を超える規模で続きます。

予算総額を、1万円に置き換えて、その使い道を見ると、福祉費に2,728円、子ども家庭費に1,912円、健康費1,231円、教育費903円と続きます。

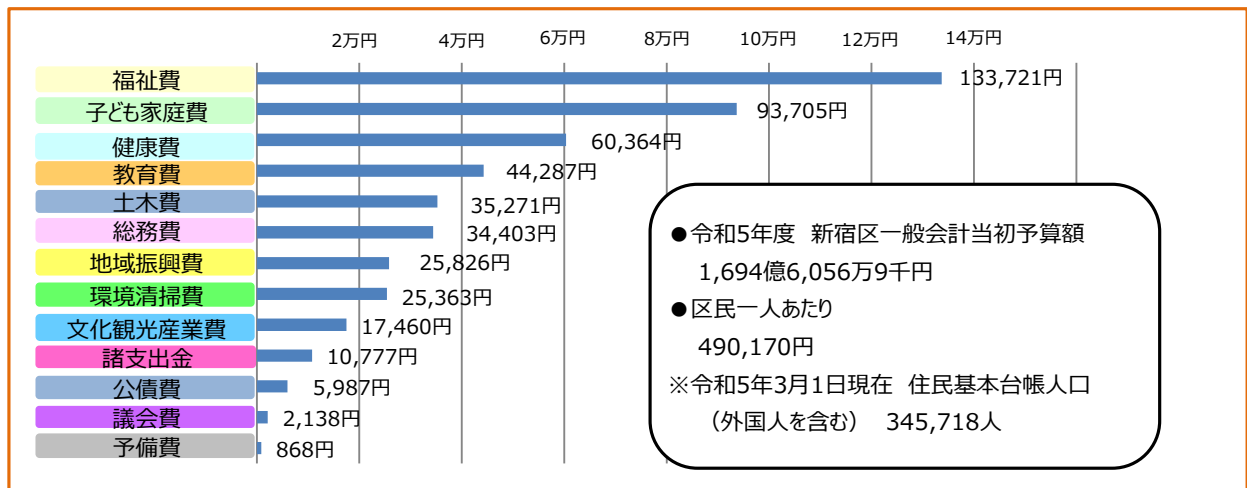
また、区民一人あたりの歳出予算の総額は、490,170円となります。

◎歳出予算（目的別）1万円あたりの内訳

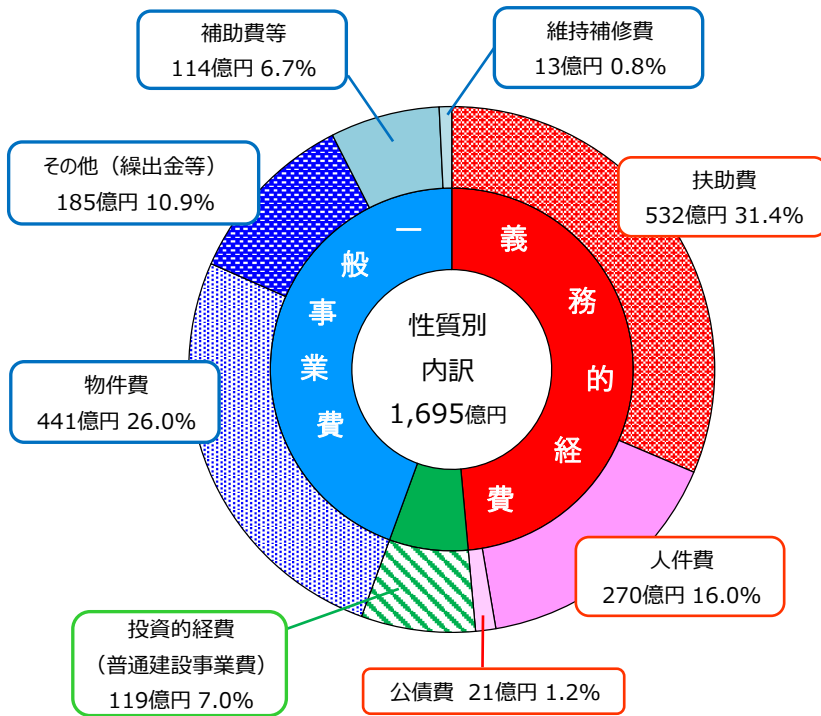
予算総額を1万円とすると、その内訳は以下のようになります。

福祉費 障害者・高齢者の福祉、生活保護などに 2,728円	子ども家庭費 児童の福祉、子どもの支援などに 1,912円	健康費 健康診断や保健所の事業などに 1,231円	教育費 小・中学校、図書館などに 903円	土木費 道路、公園、都市計画などに 720円
総務費 庁舎管理や防災、選挙などに 702円	地域振興費 区民施設の運営、地域振興などに 527円	環境清掃費 環境保護、清掃、リサイクルなどに 517円	文化観光産業費 文化・観光・商工振興などに 356円	諸支出金 区の貯金（基金）の積立などに 220円
公債費 区の借入金（区債）の返済に 122円	議会費 区議会の運営に 44円	予備費 予算の不足に備えるために 18円	合計 10,000円	

◎歳出予算（目的別）区民一人あたりの内訳



2 性質別内訳



令和5年度の歳出予算を性質別に見ると、次のようになります。

性質別歳出予算には大きく分けて、支出が義務付けられている義務的経費、区の施設や道路、公園などを整備する投資的経費及びその他の経費として一般事業費があります。

義務的経費のうち、私立保育所保育委託や障害者への自立支援給付などの扶助費は532億円で全体経費の31.4%を占めています。職員の給料などの人件費は、270億円で16.0%、区の借金の返済などに充てる公債費は21億円で1.2%となり、義務的経費は823億円で、全体経費の48.6%を占めています。

投資的経費は、119億円で全体経費の7.0%となっています。

一般事業費のうち、区有施設の管理運営や区が行政サービスを提供するための事務経費である物件費は、

441億円で全体経費の26.0%を占めています。国民健康保険や介護保険などの特別会計に支出する経費である繰出金などが185億円で10.9%、補助費等は、中小企業者の経営力強化のための支援や商工業緊急資金利子補給などで、114億円、6.7%となっています。

◎前年度比較

単位：億円

	令和5年度		令和4年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	823	48.6%	836	50.2%	△ 13	△ 1.5%
人件費	270	16.0%	282	16.9%	△ 12	△ 4.0%
扶助費	532	31.4%	530	31.9%	2	0.3%
公債費	21	1.2%	24	1.4%	△ 3	△ 12.9%
投資的経費	119	7.0%	108	6.5%	11	10.0%
一般事業費	753	44.4%	720	43.3%	32	4.5%
うち物件費	441	26.0%	414	24.9%	27	6.6%
歳出合計	1,695	100%	1,664	100%	30	1.8%

※項目単位で四捨五入しているため合計と合わない場合があります

◎ポイント2

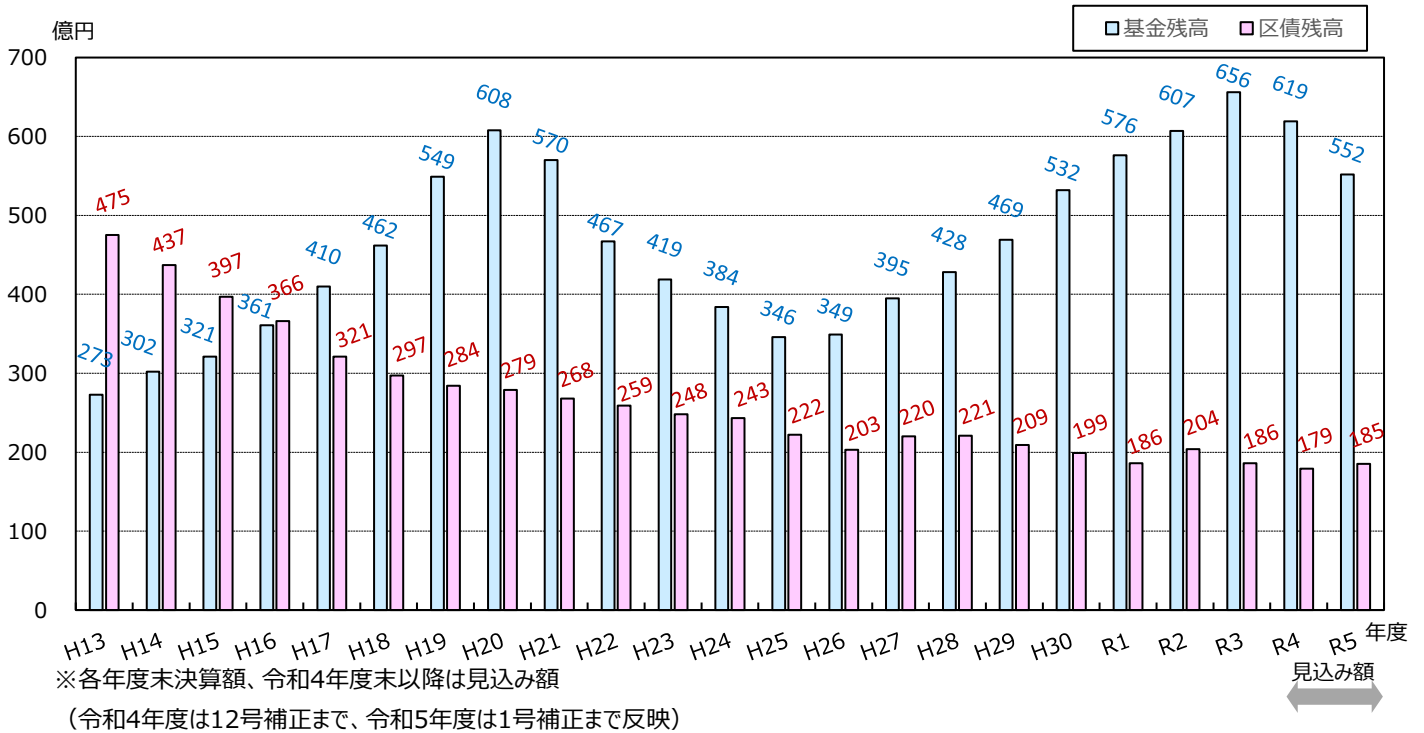
令和5年度予算は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた機動的な対策を講じるとともに、デジタル化や脱炭素化の推進などに積極的に取り組み、地域コミュニティ活動の再起動をはじめ、高齢者や子育て世代への支援など誰もが安心して住み続けられる環境の整備、災害に強い安全で安心なまちの実現、魅力あふれる賑わい都市の創造と地域の特性を活かしたまちづくりなどの課題に予算を重点的に配分しました。また、長引く物価高騰への対応として、区民生活や区内事業者を支援していくために、高齢者・障害者、社会福祉施設等の日常生活への支援、子育て支援施設への支援などに要する経費36億円を計上しました。その結果、一般会計の当初予算の規模は、1,695億円と過去最大となりました。

性質別内訳では、義務的経費のうち、私立保育所保育委託や障害者への自立支援給付などの扶助費の割合が全体の3割以上と大きく、区の財政構造は硬直化していることを示しています。また、今後、社会保障関連経費や物件費の増加、公共施設の老朽化に伴う投資的経費の増加などが見込まれます。

Ⅱ 財政状況

区債と基金

区債と基金の残高推移と今後の見込み



区債は、学校や道路等の公共施設の整備などに充当する借入金です。区は着実に償還を進め、平成13年度末には、その残高が475億円ありましたが、令和3年度末では186億円となり、4年度末は179億円となる見込みです。

区の貯金である基金は、リーマンショック以降の厳しい経済環境の中で、21年度から25年度までの5年度にわたり、有効活用を図った結果、残高は20年度末の608億円から346億円へと262億円もの減となりました。

その後、堅実な財政運営や各種基金への積立てを行い、財政対応力の涵養に努めた結果、令和3年度末の残高は656億円となり、4年度末は619億となる見込みです。5年度末は、4年度末から67億円減少し、552億円となる見込みです。

区民一人あたりの残高（3年度末）

区債残高

54,622円

基金残高

192,487円

※令和4年4月1日現在 住民基本台帳人口（外国人を含む）340,877人

◎ポイント3

原油価格・原材料価格の高騰、ウクライナ情勢の長期化など社会経済情勢の不透明な状況が想定されるなか、少子高齢化を背景とした社会保障関連経費の増加、デジタル化への対応、脱炭素化への取組、災害リスクへの備え、公共施設の老朽化に伴う更新・改修需要など、必要経費は将来に向かってさらに増加が見込まれます。

このような厳しい財政運営が想定される中、区民生活を支え、必要な施策を着実に展開していくためには、安定した財政基盤を確保しなければなりません。そのためにも、社会経済情勢を慎重に見極めながら、将来需要を的確に捕そくし、世代間の公平性や後年度負担にも十分配慮しながら、区債については適債事業を選定し、効果的に活用します。また、基金については、財政調整基金のほか、その他特定目的基金も可能な限り活用していきます。

財政指標等からみた新宿区

一般会計決算

単位：百万円

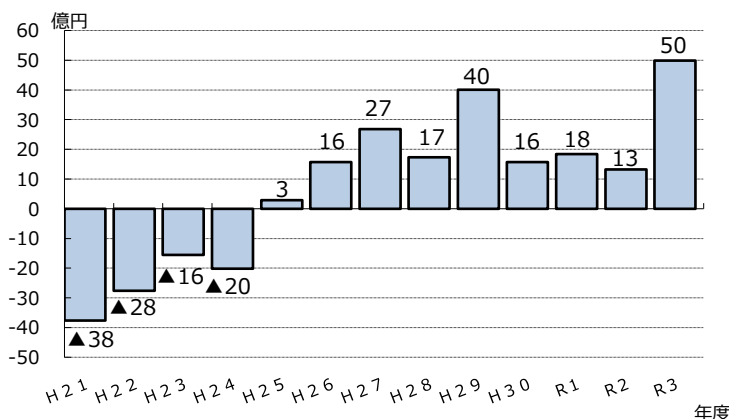
区分	3年度	2年度	増減率(%)	区分	3年度	2年度	増減率(%)
歳入総額 A	173,141	187,707	△ 7.8	単年度収支 F	2,883	57	
歳出総額 B	166,751	184,187	△ 9.5	財政調整基金積立金 G	2,102	2,068	1.6
歳入歳出差引額 (A) - (B) C	6,390	3,520	81.5	繰上償還金 H	0	0	
翌年度に繰り越すべき財源 D	39	52		財政調整基金取崩額 I	0	800	皆減
実質収支 (C) - (D) E	6,351	3,469	83.1	実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) J	4,985	1,325	

※項目毎に四捨五入しているため、差引が合わない項目があります。

令和3年度一般会計決算では、歳入総額(A)が、1,731億円、前年度と比べ146億円、7.8%減となり、歳出総額(B)は1,668億円、前年度と比べ174億円、9.5%の減となりました。

また、3年度の実質収支(E)から2年度の実質収支を差し引いた「単年度収支」(F)29億円に、財政調整基金積立金(G)21億円の積立てを加えた「実質単年度収支」(J)は、50億円で9年連続黒字となりました。

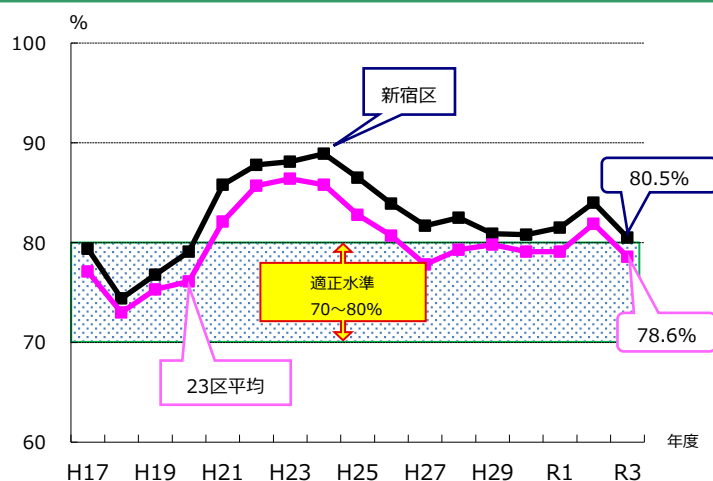
実質単年度収支



実質単年度収支は、単年度収支に財政調整基金への積立てのような実質的黒字要因を加え、財政調整基金の取崩しのような実質的赤字要因を差し引いた数値で、その年度の実質的な収支をあらわします。

左表をみると、21年度から4年連続で赤字でしたが景気が回復基調に転じたことや、これまでの事務事業の見直しなどにより、25年度以降は、黒字となっています。

経常収支比率



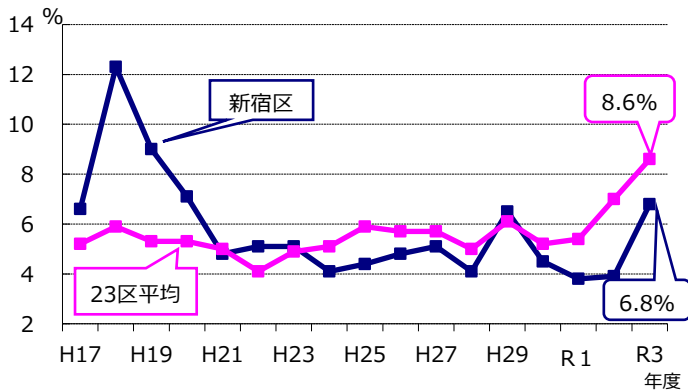
経常収支比率は、経常的経費（人件費や扶助費、公債費といった義務的経費及び物件費など、毎年度決まって支出される経費）に充当された一般財源等の額が、経常一般財源等総額（特別区税や特別区交付金など、毎年度の経常的な収入のうち、その用途が限定されずに使える一般財源等）に占める割合によって財政構造の弾力性を測る指標で、適正水準は70～80%とされています。

経常収支比率が低いと、その自治体の財政構造には弾力性があり、それだけ政策的な課題に柔軟に対応できることとなります。一方、経常収支比率が高くなると、財政面での機動的な対応に支障が生じることとなります。

新宿区の経常収支比率は、3年度決算では、特別区税等の経常一般財源等総額が特別区交付金の増収などにより前年度に比べ7.5%増加したことで、3.5ポイント改善し80.5%となりましたが、引き続きその適正水準を超えていることから、区の財政構造は決して弾力性のあるものとはいえません。

※財政指標の「経常収支比率」、「実質収支比率」、「公債費負担比率」及び「財政健全化判断比率」については、総務省の定める基準に基づき、区の一般会計を再構成した「普通会計」から算出したものです。

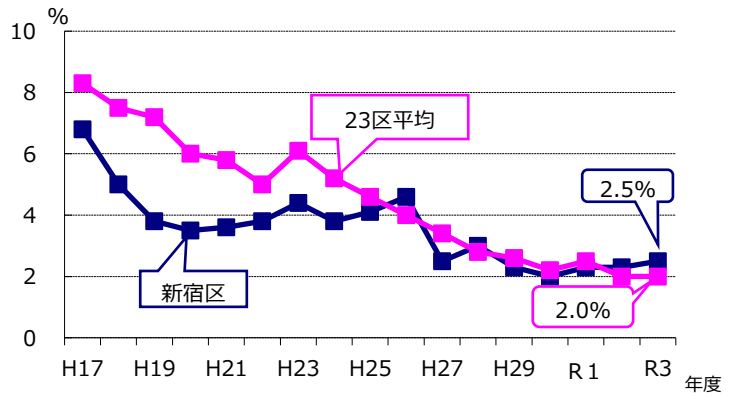
実質収支比率



実質収支比率は、財政運営上の黒字・赤字という実質収支額を、標準財政規模に対する比率で表した指標で、3年度決算では、6.8%となっています。

※標準財政規模とは、地方税や地方譲与税などの一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示します。

公債費負担比率



公債費負担比率は、使い道が特定されない財源(一般財源等収入)のうち、区債の返済(公債費)に使われた割合を示す指標です。公債費がどの程度一般財源等の使途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。3年度決算では2.5%となっています。

財政健全化判断比率

自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で、自治体財政の健全度を測る4つの指標(健全化判断比率)が定められています。

○ 実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字の割合を示す指標であり、3年度決算では、実質収支が黒字のため、実質赤字比率は算出されません。

○ 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計及び特別会計を連結した実質赤字の割合を示す指標であり、3年度決算では、連結実質収支が黒字のため、連結実質赤字比率は算出されません。

○ 実質公債費比率 △ 3.2%

公債費に債務負担行為などの支出(準元利償還金)も含めた経費の財政規模に対する割合をはかる指標(直近3か年度の平均値)であり、3年度決算では、前年度と比較して0.3ポイント増となりました。

○ 将来負担比率

区債残高等の将来負担額から基金残高等の充当可能財源を差し引いた額の、財政規模に対する割合をはかる指標です。3年度決算では、将来負担額よりも、償還等に充用できる財源が大きいので、将来負担比率は算出されません。

◎ ポイント4

令和3年度決算は、一般財源収入の増加等により財政調整基金を取り崩すことなく実質単年度収支が9年連続の黒字となりました。また、経常収支比率は80.5%と3.5ポイント改善したものの、区の財政構造は決して弾力性のあるものとはいえません。

区の歳入は、特別区民税、特別区交付金を基幹収入としていますが、景気動向が歳入に及ぼす影響が非常に大きく、収入が大きく左右されてしまうため、必ずしも安定した財源とはなっていません。一方、歳出面では、感染症対策や物価高騰対策、地域経済活性化への支援、社会保障関連経費、公共施設の老朽化など取組むべき課題は山積しており、予断を許さない状況です。

このような中、将来にわたり良質な区民サービスを提供し続けるため、社会経済情勢を慎重に見極めながら、将来需要を的確に捕そくし、基金と起債の活用とあわせ、限られた財源の効果的な配分と効率的な予算の執行により、財政の健全性を維持し、将来にわたり持続可能な財政運営に努めていきます。

Ⅲ 都区財政調整制度

23区の区域は、人口が高度に集中する大都市地域であり、その特殊性から、区域全体として一体的・広域的に処理する必要のある市町村事務の一部（上下水道や消防など）を都が行っています。このような都と区の役割分担のため、

①23区と東京都は、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の3税及び法人事業税の一部を財源として、事務の分担に応じた財政調整を行っています。また、令和3年度から令和8年度までは、固定資産税の軽減措置に係る当該減収の補填として、固定資産税減収補填特別交付金を加えた額が配分されます。

（令和4年度都区間の配分割合 55.1（区）：44.9（都））

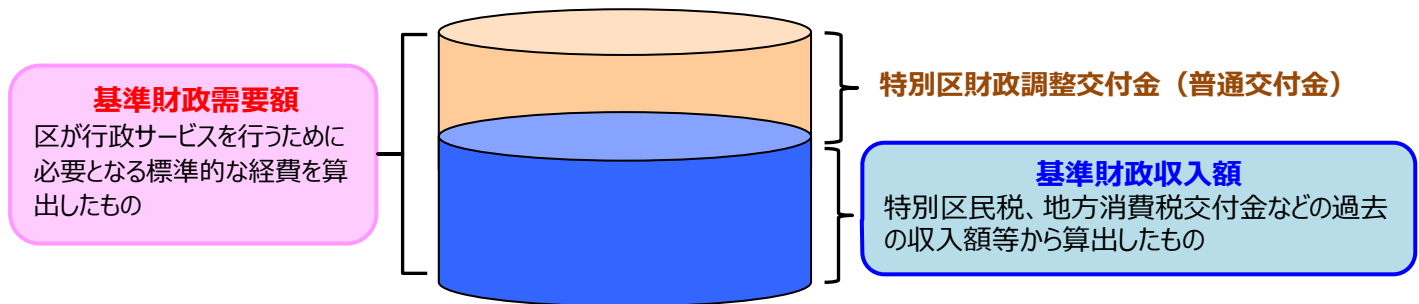
②この制度は23区間の財源の不均衡を調整し、23区の行政水準の一定の均衡を図る役割を担っています。

新宿区では、都区財政調整制度による特別区交付金が一般会計歳入の約2割を占める重要な財源となっています。

〈参考〉

- ・令和4年度一般会計歳入予算1,664億円のうち特別区交付金（特別区財政調整交付金）288億円（17.3%）
- ・令和5年度一般会計歳入予算1,695億円のうち特別区交付金（特別区財政調整交付金）303億円（17.9%）

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 特別区財政調整交付金（普通交付金）



※特別区財政調整交付金のうち、95%が普通交付金、5%は特別交付金として、災害等の特別な財政需要がある場合に交付されます。

国による不合理な税制改正等について

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われています。こうした不合理な税制改正による特別区全体の影響額は、令和4年度のみで2,600億円を上回り、特別区における人口50万人程度の財政規模に相当する衝撃的な額です。新宿区への影響額は、約96億円の減収になると試算しています。

こうした不合理な税制改正の影響のほか、新型コロナウイルス感染症対策では、全国で最も多くの感染者を抱えており、感染拡大防止対策や中小企業・医療機関への支援策、生活保護費等の特別区の負担は継続しています。加えて、ウクライナ情勢等に伴う世界的な物流の混乱や為替変動による物価高騰の影響も重なり、特別区の財政は極めて深刻な状況です。地方交付税の不交付団体である特別区は、景気変動の影響を受けやすい歳入構造であるため、景気後退による区税等の減収や物価高騰対策等の財政支出に対しては、積み立てた財政調整基金を取り崩さなければなりません。それに関わらず、備えとしての基金残高や税収の多寡という側面にのみ焦点を当て、あたかも財源に余裕があるとする議論は容認できません。

今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿を作ることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。

今こそ、国の責任において各地域を支える地方税財源の充実強化を図り、日本全体の持続可能な発展を目指すべきです。

なお、特別区の主張については、新宿区のホームページ（財政のページ）からご覧になれます。